

「天塩川かわづくりの提言」(平成14年3月6日)と天塩川流域委員会資料との比較

平成16年12月6日

「天塩川かわづくりの提言」と天塩川流域委員会資料との比較

1. 流域の暮らしを守るための治水について

「天塩川かわづくりの提言」 (平成14年3月6日)	第3回天塩川流域委員会資料(第4回追加資料含む)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域の人々が安心して生活が出来るように、流域の特性を考慮した治水対策が必要である。 ・ 計画を上回る洪水や、予期せぬ湧水等の発生においても、その被害を最小とするような対策が必要である。 ・ 流下能力確保のための河畔林管理については、樹木の成長や樹種、鳥や魚等の生息環境を考慮して検討すべきである。 ・ 旧川や水田等、流域の様々な遊水機能を生かした総合的な治水対策が必要である。 ・ 過去に幾度となく被害を受けている地域に対しては、早急な治水対策が必要である。 ・ サロベツ川においては、地域の土地利用や湿原環境の保全、水産資源等に配慮した治水対策を検討すべきである。 ・ 流域の本川と支川の間を考慮した治水整備が必要である。 	<p>1-1 治水対策 流域の人々が安全・安心な生活ができるよう、河川整備計画の目標流量は、戦後最大規模に相当する目標流量(4,400m³/s)としています。この目標流量についての治水対策を立案するにあたっては、山地部を背後に控え、天塩川沿いに市街地や田畑・牧場などの土地利用が進展している状況など天塩川流域の持つ特徴を踏まえ検討を行っています。また、天塩川は日本を代表する長大河川であり、洪水被害の軽減にあたっては、地域と連携した水防活動が重要であり、危機管理体制の整備を図ります。</p> <p>1-2 危機管理体制 洪水被害を軽減するため、防災拠点の整備、ハザードマップの作成・公表・認知度の向上への支援、情報伝達の迅速化、洪水予報及び水防警報の提供等を実施するとともに、自治体、水防団体、地域住民と連携した水防活動に努めます。また、湧水時の被害軽減のため、関係機関や水利使用者と連携しながら、情報提供、情報伝達体制の整備等を実施します。</p> <p>1-3 河川改修時の河畔林の保全 河畔林の保全にあたっては、治水面との整合を図りつつ、縦断的な連続性並びに周辺樹林地との連続性に配慮します。</p> <p>1-4 総合的な治水対策 天塩川流域の旧川や水田等の土地利用を踏まえ、治水計画を検討しています。このため、天塩川流域が有する保水機能を保全することが重要であると認識しており、保水機能の保全にあたっては、地域と連携した取り組みが必要であると考えています。</p> <p>1-5 早急な治水対策 策定予定の河川整備計画や治水安全度のバランス等を踏まえ、洪水被害が頻発している地域については、早急な治水対策の実施に努めます。</p> <p>1-6 サロベツ川 サロベツ川の治水対策については、天塩川水系河川整備計画の策定を踏まえて、サロベツ川を管理する北海道が今後策定すると聞いております。特にサロベツ湿原環境の保全等に関しては、近く設立される(仮称)上サロベツ自然再生協議会に参加して検討を進めていくこととなっております。また、当該協議会には、北海道開発局留萌開発建設部も河川と湿原の関係把握の視点から参加することとしています。</p> <p>1-7 河川整備 洪水被害の軽減を図るため、本支川及び上下流間の治水安全度のバランス等を考慮し、水系として一貫した河川整備を実施します。</p>

2. 地域社会と河川環境に配慮した水利用について

<p>「天塩川かわづくりの提言」 (平成14年3月6日)</p>	<p>第3回天塩川流域委員会資料(第4回追加資料含む)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活用水、農業用水、河川環境保全等に必要な流量を安定して供給出来るように水資源の確保を図る必要がある。 ・ 流域管理の視点から、利水施設間の情報伝達ネットワークの形成や弾力的運用等、合理的な水利用を推進する必要がある。 	<p>2-1 必要流量の確保 サンプルダム建設により、天塩川(美深橋:概ね20m³/s)及び名寄川(真敷別:概ね6.0m³/s(かんがい期))の正常流量の確保に努めるとともに、名寄市及び下川町の上水道の水源を確保します。</p> <p>2-2 危機管理体制 濁水の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関や水利使用者との連携を図るとともに、岩尾内ダムの弾力的管理により、天塩川上流の流況の改善に努めます。</p>

3.河川環境の保全と整備について

<p>「天塩川かわづくりの提言」 (平成14年3月6日)</p>	<p>第3回天塩川流域委員会資料(第4回追加資料含む)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ サクラマス、サケ、ヤマトシジミ等の生息・生育環境の保全を図る他、チョウザメが生息できる河川環境を再生する必要がある。 ・ 天塩川の河川環境を保全・再生するための目標設定と実施、評価、フィードバックのシステムをつくるべきである。 ・ 天塩川の特徴である蛇行、旧川の機能を活かした良好な河川環境の保全・再生を図るべきである。 ・ テッシの保全とテッシ周辺部の多様な生態系に配慮した川づくりを考える必要がある。 ・ サロベツ湿原の乾燥化や、ペンケ・パンケ沼等の水環境保全については、関係者が連携し、迅速な対応が必要である。 ・ 天塩川や旧川の水質を保全あるいは改善するためには、流域の人々や関係機関が連携してその対策を考える必要がある。 ・ 天塩川の100年後、200年後を見据えて、多様性のある河畔林の再生を図るとともに、生態系の連続性についても考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 3-1 河川環境の保全・整備 河川改修を行う場合には、天塩川らしい河川環境が保全・形成されるように、整備時の横断形状や平面形状などを配慮します。サクラマス、サケの生息・生育環境の保全を図るため、移動経路の確保等に努めます。ヤマトシジミについても、天塩町や北海道、漁協等と共に平成13年より組織している「天塩しじみ資源環境対策委員会」に引き続き参加していく等、関係機関と連携して生育・生息環境の保全に努めます。また、チョウザメについては、天塩川における生息環境について不明な点が多いため、河川整備計画への記載にあたって、引き続き検討をまいります。 3-2 河川環境の目標設定 河川環境は多様な構成要素の集合体として成り立っていることに配慮して、河川巡視、水文調査、横断測量、河川水辺の国勢調査、モニタリング等の実施により、その結果に基づいた維持管理を実施していきます。河川整備の実施にあたっては、目標設定やこれらのモニタリングを踏まえて、アダプティブマネジメント(順応的管理手法)に努めます。 3-3 蛇行・旧川の保全 天塩川の河川環境整備の目標として、天塩川らしい河川環境の保全に努めることとしています。 3-4 テッシ等の保全 河川改修の実施にあたっては、河道掘削の横断形状や平面形状などに配慮することにより、テッシを保全するとともに、テッシ周辺部の多様な生態系に配慮します。 3-5 サロベツ湿原の保全・再生 サロベツ湿原における地下水調査をはじめとする各種の調査・検討を引き続き行います。また、サロベツ湿原を保全対象として(仮称)上サロベツ自然再生協議会が組織される予定であり、北海道開発局留萌開発建設部は稚内土木現業所、留萌土木現業所とともに協議会に参加する意向であり、協議会の中で河川と湿原の関係把握に努めます。 3-6 水質の保全・改善 関係機関や地域住民と連携し流入負荷の低減に努め、良好な水質の保全を図ります。また、水質改善が必要な旧川については、地域と連携して水質改善に努めます。 3-7 河畔林の保全・生態系の連続性 河畔林については、保全にあたって治水面との整合を図りつつ縦断的な連続性や周辺樹林地との連続性についても配慮します。また、河川環境整備の目標として、魚類の移動経路の確保を図ることとしていますが、生態系の連続性の確保については、流域での取組みが重要と認識しておりますので、引き続き検討をまいりたいと思います。

4.誰もが憩い、遊び、学べる天塩川の利用について

<p>「天塩川かわづくりの提言」 (平成14年3月6日)</p>	<p>第3回天塩川流域委員会資料(第4回追加資料含む)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 天塩川を流域住民の憩いの場、自然学習の場、あるいは水辺に親しめる空間として整備する必要がある。 ・ 子供たちが川で遊び、川から学ぶことのできるような環境をつくる必要がある。 ・ 旧川を利用する場合には、旧川の持つ貯留効果や水質改善等様々な機能について考慮する必要がある。 ・ 天塩川を軸にしたカヌー、ラフティング等の水面利用の促進を図るとともに、流域及び地域住民の交流拠点となる「川の駅」などの構想を検討すべきである。 	<p>4-1 親水空間の整備 関係機関と連携し、天塩川の豊かな自然環境を、人と河川とのふれあいの場や環境学習の場として活用できるよう、自然を活かした親水空間の整備に取り組みます。</p> <p>4-2 「川に学ぶ」環境の整備 関係機関と連携し、子供たちが川で遊び、川から学ぶことのできるような環境整備や地域との連携に努めます。</p> <p>4-3 旧川の利用 旧川の利用にあたっては、各旧川が有する環境の特徴や、貯留効果、水質改善機能等の特性に考慮します。</p> <p>4-4 水面利用 関連する計画との整合を図りながら、関係機関や地域住民と一体となって、「川の駅」等の構想を推進します。</p>

5.流域の自治体、住民団体などと連携した天塩川づくりについて

<p>「天塩川かわづくりの提言」 (平成14年3月6日)</p>	<p>第3回天塩川流域委員会資料(第4回追加資料含む)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が連携し、情報交換を行いながら、天塩川の治水、利水、環境に関わる流域総合整備を推進する必要がある。 ・ 流域住民の意見等は、様々な機会をとらえて聞くとともに、計画に反映させるよう努める必要がある。 ・ 流域の自治体、住民団体等と連携し、市町村の特徴、特色を生かした川づくりを推進する必要がある。 	<p>5-1 流域整備 河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められるよう、地域住民、NPO、自治体、河川管理者等のより一層の連携、協働に努めていきます。</p> <p>5-2 地域連携 関係住民の意見を的確に把握し、地域の独自性を活かした個性ある河川整備に努めてまいります。また、河川整備計画の策定に向けて、ホームページ等により、広く意見を受け付けています。</p> <p>5-3 特色ある川づくりの推進 北海道、流域の自治体、住民団体等と連携し、天塩川や自治体の特徴、特色を踏まえ、地域の活性化に寄与する河川整備に努めます。</p>

6.天塩川の維持管理について

<p>「天塩川かわづくりの提言」 (平成14年3月6日)</p>	<p>第3回天塩川流域委員会資料(第4回追加資料含む)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河道内樹木の維持管理については、治水や環境上の機能や影響を考慮し、適正に管理する必要がある。 ・ 天塩川に係る河川情報の収集や整備、提供については、地域の協力も得ながら内容の充実を図る必要がある ・ 河川管理施設や許可工作物の適正な操作、管理については、施設間の情報伝達機能の充実を図る必要がある。 ・ 各自治体においてハザードマップ等防災情報を早急に住民に提供できるよう、整備・支援が必要である。 	<p>6-1 河道内樹木の維持管理 河道内樹木については、樹木が有する治水や環境上の機能や樹木による影響を考慮して、適正に管理します。</p> <p>6-2 河川情報の収集・提供 日本有数の長大河川であり、水防活動などの危機管理時においては、地域からの情報提供、河川管理者からの情報発信が重要と認識しています。このため、常日頃から天塩川に関する情報について、情報板、ホームページ、パンフレット、イベント等を通じ河川情報等を地域住民に情報発信するとともに、情報の共有化に努めます。</p> <p>1-2参照。</p> <p>1-2参照。</p>